

## 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 2 日現在

機関番号： 14101  
 研究種目： 若手研究（B）  
 研究期間： 2011～2012  
 課題番号： 23730064  
 研究課題名（和文） 専門家供述に関する証人尋問手続と伝聞規定の用い方に関する研究  
 研究課題名（英文） Confrontation Clause, Hearsay, and Forensic Science.

### 研究代表者

伊藤 睦（ITO MUTSUMI）  
 三重大学・人文学部・准教授  
 研究者番号： 70362332

研究成果の概要（和文）：クライム・ラボ改革等をめぐる判例・学説上の議論の分析と調査から、アメリカにおいては、「中立的な科学の結果」が問題となる場合でも、訴追側が一方的な書面で立証することは許されず、それについて十分に対質する機会が、被告人に対して憲法上保障されていること、またその保障を実効性あるものとするために、鑑定過程全体の完全な記録化と証拠開示等の方策が練られている事などを明らかにし、それに照らして、日本での科学的証拠の用い方について提言を行った。

研究成果の概要（英文）：In this study, I made clear that, in United States, the defendant should be guaranteed an opportunity of cross-examination against all expert witnesses under the Confrontation Clause, and that scholars have insisted that the government should make the complete record of every forensic scientific test and should disclose it to the defense. Finally, I proposed it about the usage of the forensic science in Japan.

### 交付決定額

（金額単位：円）

|       | 直接経費      | 間接経費    | 合計        |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 交付決定額 | 1,200,000 | 360,000 | 1,560,000 |

研究分野：刑事訴訟法

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：科学的証拠、証人審問権、伝聞法則

### 1. 研究開始当初の背景

（1）近年、事実認定の科学化・合理化のために専門家による鑑定等を用いる必要性が高まっている一方で、裁判員制度のもとではその簡易化・平易化が求められ、詳細なデータを提示することはむしろ有害と考えられる傾向が強くなってきている。

しかし他方で、公判審理の充実化と適正な事実認定の確保のためには、専門家が依拠したデータを全て記録化し、それを被告人に対

して、公判前及び公判中に、証拠開示手続や証人尋問手続を通して開示し、十分な吟味の機会を与えることが必要でもある。特に最近、DNA型鑑定等の誤りにより誤判が発生していたことが明らかになる例が相次いでいる事などに鑑みても、被告人の防御権との関係で、専門家の所見についてどのように扱うべきかを検討する必要がある。

（2）この点、日本においては、科学的証

拠が関連性の面から証拠能力を認められ得るか否かということや、証拠として用いる場合に単独で有罪判決をささえ得るか否かなどの点では議論があり、またそのような信頼性という観点からは、専門家供述に関しても論じられてはいるものの、伝聞法則や証人審問権との関係での議論は十分に整理されてこなかったため、改めて検討する必要がある。

## 2. 研究の目的

(1) 裁判員制度のもとでの公判審理の充実と、適正な事実認定の確保のためには、被告人側の立証・防御活動を十分に保障することが重要である。特に、裁判員制度では、従来の書面中心の裁判を改め、証人尋問中心の裁判を実現することが求められる。

しかし、専門家の所見が問題となるとき、公判で十分に防御活動を行うためには、弁護側が独自の専門家の助言を得る機会を確保すること、鑑定過程全体についての詳細なデータを公判前に開示することなど、前提条件を整えることも必須である。

また、科学的証拠を裁判で適切に用いるためには、そもそも、専門家が依拠した手法が、本当に科学的なものであるか否かも確認される必要がある。

(2) 米国では、いわゆる科学的証拠や様々な専門家所見について、専門性への疑いや鑑定過程の不透明性から生じる誤判の危険性と、簡易な書面の提出に代えることで専門家の負担を軽減し、訴訟経済上の利益を図るといった政策的見地、専門的所見の根拠となるデータ等の詳細につき公の場で吟味する被告人の権利等の調整が、いわゆるノティス・アンド・デマンド法や証拠開示等の規定を駆使することにより、被告人に対する手続的保障を損なうことのない形で調整が進められてきている。

(3) その米国を比較法の対象としながら、事実認定の正確性確保と被告人の権利、専門家と事実認定者の負担軽減等の政策的利益を図りながら、日本の実務に適した形で使用する方法を模索する。

## 3. 研究の方法

本研究との関係では、米国において、専門家を用いた裁判と対質権、強制手続請求権、ノティス・アンド・デマンド法と伝聞規定及び証拠開示問題に関する数多くの学説資料、判例資料、調査報告と実験結果報告等の文献資料、及び、専門的な鑑定方法とその「非科学性」をめぐる文献資料と、全米アカデミー報告書を契機とする議会での議論等につい

て、数多くの資料が存在する。オンライン上のデータベース検索や、関係機関への紹介を通じて、それらのデータ・資料を収集し、分析する。

また、クライム・ラボに関わる専門家や法曹実務家、研究者等に対して幅広く聞き取り調査を実施し、文献資料からはうかがい知ることのできない実態の把握につとめるとともに、日本への適用可能性を探るための実験調査等も合わせて実施する。

## 4. 研究成果

(1) 研究の目的に照らして、クライム・ラボの分析結果や専門家証人をめぐる議論につき、まずはアメリカ連邦最高裁判例を分析・検討した。

①すなわち、連邦最高裁は、2004年のCrawford判決において、対質権が、「被告人に不利な証拠として一方的な宣誓供述書を使う」ことを阻止する「手続的」権利であり、政府の職員等による「尋問過程でなされた」「証言的」供述を、対質という「手続」を経ることなしに公判証拠とすることを禁じるものであると判断していた。

②そして2009年のMelendez-Diaz判決において、連邦最高裁は、このCrawford判決の定義する「証言的」供述の中に、クライム・ラボの分析結果等を示した書面が含まれることを認め、それらが公判証拠として用いられる場合には、原則として、クライム・ラボの分析官に対する対質手続が必要となることを明らかにした。そしてその際、クライム・ラボ等の分析結果が「中立的な科学テストの結果」であること、科学的テストをその場で記録した「同時的な観察記録」であること等、それらを例外として扱うために主張されてきた様々な理由付けを全て明確に否定した。

③さらに連邦最高裁は、2011年のBullcoming判決においても、Melendez-Diaz判決での判断を繰り返すとともに、分析結果が「機械の生み出す結果をただ転写・代筆した」ものであるという考えを否定して、分析者自身の解釈などが大いに含まれる可能性を認め、その上で、分析者自身の嘘や誤り、分析の途中で出来事などにつき十分に吟味するために、対質権のもとで要求される尋問の機会は、分析を行ったアナリスト本人に対してのものでなければならず、別の専門家の尋問でそれを代用することは許されないことも示した。

④近年の裁判での、科学的証拠を使用する頻度の高さに鑑みると、そのような一つ一つの

事件での証言を強要することは、ただでさえ多忙なラボの職員への過剰な負担となるのではないかと懸念も生じるため、何らかの例外が必要であることは2012年のWilliams判決(Williams v. Illinois)で示されたのだが、それでも、連邦最高裁は、「中立的な科学」の結果とされるものについても、通常の証人による供述と同様に、将来の公判を見越してなされたものは「証言的」供述であり、それが公判廷で証拠とされる以上は、実施された分析等について本当に答えることができる者に対する対質手続が必要であるとの原則を貫くべきであることを明らかにしたことになる。

(2) 以上のような判例の展開の背景には、クライム・ラボ等の活動そのものへの疑問を提起した2009年の全米科学アカデミー(NAS)報告書と、それを導いた学説上の議論とがある。それについて文献調査を実施したところ、次のことが明らかになった。

①すなわち、法科学のコミュニティは、その抱える問題を克服して改革するためには「捜査機関から独立した中立的機関」を設立して活動全体を監視・統制させるしかないというほどに深刻な状態に陥っており、それぞれの法科学の手法も、DNA型鑑定を除いては、「証拠品と特定の個人ないし特定の源との間の結びつきを、一貫性をもって、高度な確実性をもって示しうる能力を備えていることが厳格に証明されているものではなく」、それどころか「基本的な前提や技術の妥当性を、厳密な体系的研究によって裏付けられていない」ものも多いため、客観的・中立的な科学の結果として信頼性をもって受け入れられるべきレベルには達していない。法科学の多くの分野では、その方法の科学的根拠や有効性が公表とピア・レビューを通じた体系的な研究により証明されていない上に、様々な条件のもとで正確性と信頼性がどの程度確保されるのか、限界はどこか等についての研究がなく、その正確性や信頼性を測る尺度も確立されていないし、実際の運用を適切にコントロールする標準的・厳格なプロトコルさえ確立されていない等、信頼できる科学として依拠するために必要な要素の多くが欠けている。しかも、エラー率がゼロである等の非現実的な主張により、今後の発展も妨げられた状態にある。

②多くの法管轄では、刑事裁判のために法科学的証拠を用いることを認めてきたが、その証拠の許容性と信用性は「信頼できる科学的方法論にどの程度基づいているか」と「誤りやバイアスを抑制するための手順や基準をどの程度用いているか」に左右されるところ、

現在の法科学では、そのいずれの要素も満たすことはできていない。

③従って、連邦最高裁が示すとおり、少なくとも、このような法科学的証拠をむやみに「中立的」で「間違いがない」ものとして扱うことは適切ではなく、目撃証言等の他の誤りやすい証拠と同様に、厳格な憲法規範を当てはめることが、裁判では必要とされているのである。

(3) 連邦最高裁の立場が理論的に正しいとしても、クライム・ラボの職員の負担の問題等につき配慮がなければ、現実の実務で受け入れることは困難ともなりうる。そこで、聞き取り調査により、実務上、連邦最高裁判例の立場がどの程度浸透しているかを確認するとともに、米国において、ラボ側の負担と被告人の対質権保障とのバランスを取るためにどのような方法を用いているかについて、実態調査と文献調査により確認した。

①すなわち、各法域では、バランスを取る方法として、訴追側が分析結果等を用いる意図をあらかじめ通知して、弁護側が分析者自体に証言を求めたい場合はそのむねの要求をするというノティス・アンド・デマンド法を用いてきており、Melendez-Diaz判決でもこれが一つの方法となりうることを示唆していたが、この方法が被告人の対質権との関係で適切と認められるためには、制定法の定め方自体が、訴追側の証人提出責任を免れさせて被告人側の証人喚問権に置き換えるようなものであってはならず、自動的に保障されるはずの対質権の行使を改めて「正当化する」責任を被告人に課すものであってはならない。ゆえに、各法域では、訴追側が「一方的宣誓供述書」を提出するのを許しておいて、被告人側に喚問権を保障するような制定法については廃棄したり、被告人側に何らかの証明義務を課していた法律についても改正したり等の動きが生じてきている。

②しかし、ノティス・アンド・デマンド法が適切に機能するためには、弁護側がデマンドをするための前提条件が整えられる必要がある。もともとどの法域でも、専門家証言に関しては、「前もって通知を受けて準備をしなければ、公判廷で専門家の証言をテストすることは困難」であるし、「予期せぬ専門家証言から生じる不意打ちや、そのために訴訟を延期しなければならない例を減らし、反対当事者に、目的を絞った反対尋問を可能にさせる」ことが必要であることに鑑みて、「証人の意見および意見を形成した根拠と理由、証人の資格に関する説明」等をあらかじめ開示するよう求める等、前提条件として

の証拠開示を広く認めてきたが、いくつかの証拠隠し事件等を契機として、最近ではより一層広い範囲で情報・証拠を弁護側に開示する方策が議論されてきている。

すなわち、結論だけの記載ではなく、テストに関する全ての記録とデータを書き残し、それを完全なファイルとして提示することなどである。これは、弁護側が独自の専門家に頼ることがときに困難であることや、データの入手自体が非常に制限されている等の現実も踏まえた提案である。そしてこの提案は、ラボの分析担当者が捜査機関からのバイアスにさらされる危険性、捜査機関が自分の見解に合致するものだけを「正答」と考えて、他のものを見逃してしまう危険性も回避して、裁判所がゲートキーパーとしての役割を十分に果たすことも可能ならしめるものでもある。

③実際、聞き取り調査等によっても、現在では、クライム・ラボの分析担当者に対してできる限り尋問を実施し、その者の資格や経験、分析までの経緯、分析の際の状況、依拠したデータなどを綿密に検討する機会を被告人に対して保障するとともに、そのために必要な証拠開示を広く行い、訴追側の証拠隠しが発覚した場合には厳しく対処することが実務上も定着してきており、それが真実発見にも役立っている適切なものだと捉えられていることが明らかになった。

(4) 以上の米法の状況を踏まえて、日本への適用可能性について検討した。

この点については、詳細な分析をするまでには至ることができなかったが、近年提示されてきているような、鑑定書の記載の簡略化等については、米国の証拠開示の拡充をめぐる議論に照らすと不適切と考えられること、被告人が鑑定に疑問を差し挟む場合には被告人側の証人として喚問すべきである等の主張についても、米国においてその種のノティス・アンド・デマンド法が違憲とされていることに照らすと、被告人に対する過度の責任転嫁となりうる危険があること、いくら有用なものであるとしても、科学の結果として漫然と受け入れる実務は誤判や不正を招く原因となりかねないこと、裁判所がゲートキーパーとしての役割を果たし、被告人にとっても公正な裁判を実現するためには、科学の結果についても厳格な憲法上、証拠法上の規制を及ぼすことがまずは出発点とならなければならないことなどをさし当たり指摘することができた。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

①伊藤 睦、科学的証拠と対質権、刑事法理論の探求と発見—斉藤豊治先生古稀祝賀論文集、査読無、2012年、293～322頁

②伊藤 睦、裁面調書、季刊刑事弁護70号、査読無、2012年、33～36頁

[学会発表] (計0件)

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊藤 睦 (ITO MUTSUMI)

三重大学・人文学部・准教授

研究者番号： 70362332